

環境情報検証報告書

株式会社ケースホールディングス 御中

1. 検証の対象

一般財団法人日本品質保証機構(以下、「当機構」という。)は、株式会社ケースホールディングスが作成した「2024年度 株式会社ケースホールディングスGHG排出量 (Scope1,2)算定報告書」及び「2024年度 株式会社ケースホールディングスScope3カテゴリ11算定報告書」(以下、「算定報告書」という。)が、同社により作成された「株式会社ケースホールディングスGHG排出量 (Scope1,2)算定ルール Ver.1.04」及び「株式会社ケースホールディングスScope3 カテゴリ11算定ルール」(以下、「算定ルール」という。)に準拠し、正確に測定、算出されていることについて第三者検証を行った。2024年度とは、2024年4月1日～2025年3月31日までの期間をいう。検証の目的は、算定報告書を客観的に評価し、同社の2024年度のGHG排出量及びエネルギー使用量の算定の信頼性をより高めることにある。

2. 実施した検証の概要

当機構は、「ISO14064-3」に準拠して検証を実施した。本検証業務の対象活動範囲は Scope1、2(ロケーション基準及びマーケット基準)のエネルギー起源 CO2 排出量、エネルギー使用量及び Scope3 の GHG 排出量(カテゴリ 11)であり、保証水準は「限定的保証水準」、重要性の量的判断基準値は検証対象の総排出量における 5%とした。また、本検証業務の対象組織範囲は株式会社ケースホールディングス本社及び非生産関連 計 599 拠点である。

検証では、算定ルール等の確認のために統括検証を実施した。

Scope1、2 の検証においては、サンプリングにより 5 拠点の現地検証を実施した。現地検証では各拠点における算定対象範囲の確認、GHG 排出源及びモニタリングポイントの確認、エネルギー使用状況の確認、算定・集計体制の確認、活動量及び排出量データについて根拠資料との突き合わせを行った。また、Scope3 の検証では、算定ルールの確認、算定対象範囲の確認、算定シナリオとアロケーションの確認、算定・集計体制の確認、排出量データについて根拠資料との突き合わせを行った。なお、現地検証の対象とした拠点の決定は株式会社ケースホールディングスが行った。

3. 検証の結論

検証の対象とした算定報告書の2024年度のGHG排出量及びエネルギー使用量において、算定ルールに準拠せず、正確に算定されていない事項は発見されなかった。

4. 留意事項

算定報告書の作成責任は株式会社ケースホールディングスにあり、GHG排出量及びエネルギー使用量の検証の結論に関する責任は当機構にある。株式会社ケースホールディングスと当機構の間には、特定の利害関係はない。

東京都千代田区神田須田町一丁目 25 番地

一般財団法人日本品質保証機構

常務理事 浅田 純男

